

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 4 年 5 月 24 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

令和 4 年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第 1 号）について専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 4 年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第 1 号）（別紙のとおり）

令和 4 年 3 月 3 1 日

和光市長 柴崎 光子

令和４年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第１号）

令和４年度埼玉県和光市の一般会計の補正予算（専決第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３０，６７８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８，０５０，０４８千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 5,440,476	千円 30,678	千円 5,471,154
	2 国庫補助金	909,098	30,678	939,776
歳 入	合 計	28,019,370	30,678	28,050,048

(歳出)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 13,899,869	千円 30,678	千円 13,930,547
	1 社会福祉費	4,582,746	30,678	4,613,424
歳	出	合	計	
		28,019,370	30,678	28,050,048

令和 4 年 度

埼 玉 県 和 光 市 一 般 会 計 補 正 予 算

説 明 書

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 国庫支出金	5,440,476	30,678	5,471,154
歳入合計	28,019,370	30,678	28,050,048

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 民生費	13,899,869	30,678	13,930,547	30,678			0
歳 出 合 計	28,019,370	30,678	28,050,048	30,678			

歳 入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
16	国庫支出金		5,440,476	30,678	5,471,154
	2	国庫補助金	909,098	30,678	939,776
		2 民生費国庫補助金	423,038	30,678	453,716

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	30,678	0109691 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（地域包括ケア課）	30,678

歳 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節	
						区 分	金 額
3	民生費		13,899,869	30,678	13,930,547		
	1	社会福祉費	4,582,746	30,678	4,613,424		
		1 社会福祉総務費	408,737	30,678	439,415		
						11 役務費	92
						12 委託料	4,186
						18 負担金・補助及び交付金	26,400

(単位：千円)

説		明	
財		源	
内		訳	
国県支出金	地方債	その他	一般財源
30,678			
30,678			
30,678			
地域包括ケア課			
1131020 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金			30,678
(国県 30,678)			
役務費			92
通信運搬費			37
手数料			55
委託料			4,186
業務委託料			4,186
受付等業務委託料			
負担金・補助及び交付金			26,400
補助金			26,400
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金			26,400